

令和元年9月24日

令和元年第9回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和元年9月24日玉川村役場北庁舎会議室に於いて第9回玉川村農業委員会を開催した。

-
- ◎ 出席委員 (農業委員)
(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行
7番 小針 金之
-
- ◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市
-
- ◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行
-
- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長あいさつ。
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。
9番 草野 陽子 11番 関根 春雄
-

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第27号番号1の調査員 須藤安昭委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 4番委員 (須藤 安昭) 議案第27号番号1について、調査結果を報告させていただきます。
9月19日、矢吹洋一推進委員、事務局2名と共に現地確認しました。申請地は、小高字北ノ内■番■、■番■、竹ノ花■番■、古川田■番■、矢地田■番■の5筆です。場所は議案書を参照してください。
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。
譲受人の■■■さんは、農業経営規模を拡大したく、適当な農地を探しておりました。
今回の申請地5筆は、自分の農地から全て近距離にあり、管理が容易であることから、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権移転による農地法第3条の申請になったとの事です。
譲受人の■■■さんの所有農地面積は下限面積の30aを超えているため問題はありません。また、耕作従事日数も条件を満たしております。さらに、地域との調和要件についても地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。
両人ともに承知しており問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 27 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 27 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
- 次に議案第 27 号番号 2 の調査員 石森博信委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 2 番委員 (石森 博信) 議案第 27 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。
- 9 月 19 日、石森三男推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。
- 申請地は、山小屋字高野 ■ 番、他 22 筆で田が 13 筆、畑が 10 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。
- 現地確認後、譲受人の ■■■■ さんに話を伺いました。
- 譲渡人の ■■■■ さんは、高齢であり、現在、村内の施設に入所しております。
- 養子である譲受人の ■■■■ さんは、妻と共に農業経営を既に引き継いでおり、今回、正式に生前贈与となる所有権の移転に向けた、農地法第 3 条の申請になったとの事であります。
- 今回は、農業の経営を継承するもので、現状の変更はなく、また、地域との調和要件についても今まで通り地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。
- 兩人ともに承知しており、特に問題は無いものと思われまます。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 27 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 27 号番号 2 については、原案どおり可決されました。
- 次に、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 28 号番号 1 の調査員 小針金之委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 議案第 28 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。
9 月 19 日、吉田今朝雄推進委員、事務局 2 名と共に現地確認をいたしました。
申請地は、川辺字中沖■■■番■の 1 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。
譲受人の■■■さんは、現在、家族 5 人で村内のアパートに居住しておりますが、将来の事を考え、住宅の建築を考えておりました。
そこで、村内に適当な土地を探していたところ、譲渡人の■■■■さんの農地が適していると考え、相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとの事があります。
申請地は、農地の広がり方が 10ha 未満である事から、その他第 2 種農地に該当すると思われ、転用は可能な農地であります。
また、建築する事により周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、排水処理については、汚水は下水道を經由して既存排水路へ、雨水は敷地内で自然浸透させるため、心配ないものと思われます。
両人ともに承知しており問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
(なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 28 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 28 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
次に議案第 28 号番号 2 の調査員 角田守之委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 議案第 28 号番号 2 について、調査結果報告をいたします。
9 月 19 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名と共に現地確認をいたしました。
申請地は、中字後作田■■番■で、公簿が畑で現況は休耕中であります。場所は議案書 14 ページを参照して下さい。
現地確認後、被設定人の■■■■ ■■■■ ■■■■■■ ■■■ ■■ ■■

さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。

申請地は、昨年 10 月に資材置き場と現場事務所の一時転用があった場所です。

被設定人である■■■■は、村の公共事業の下水道管理埋設工事を行うための資材置き場と現場事務所設置場所を探しておりました。そこで、■■■■さんが所有する当該農地が条件にあった為にお願いをし、お互いの意向が一致した事から、農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとの事です。

申請地は、第 2 種農地であり、令和 4 年 8 月 31 日までの一時転用で、工事終了の対応についても所有者との確約を取り付けているとの事です。

排水対策においても、雨水は排水溝を設け、近接する側溝に流す事となり、心配はありません。

兩人ともに承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　ただいま調査員の角田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 28 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 　異議なしと認め、議案第 28 号番号 2 については、原案どおり可決されました。

次に、議案第 29 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 　ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 　この写真を見る限り、減反政策が始まった頃に田が駄目だという事で植えた木がこの杉なのでしょうか。

- ◎ 事務局 　今回の農地は田でなく畑が主です。畑が段になっている所へ杉を植えたものと思われます。

- ◎ 6 番委員 (石井 清藏) 　吉地区が毎回非農地判断で出てきますが。

- ◎ 事務局 　地区ごとに現在進めておまして、始まったのですが、吉地区が終わらない状況にあります。後、残り 100 筆位はあります。そこから、地区

を変えて、徐々に西部地区へ移行してまいります。

1筆1筆写真を撮って法務局へ送らなければいけません、その場所に辿り着くまで容易でない所が殆どであります。

◎ 議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第29号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第29号については、原案どおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

◎ 事務局 次回の総会は令和元年10月24日の木曜日、午後1時30分から場所は玉川村就業改善センター1階産就室を予定しております。

終了後、第2回玉川村農業委員会と関係機関・団体との連携会議を開催いたします。

2 令和元年度福島県下農業委員会大会について

◎ 事務局 資料に基づき説明。

3 令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員視察研修について

◎ 事務局 資料に基づき説明。

4 その他について

◎ 事務局 荒廃農地の発生・解消状況調査(耕作放棄地調査)の実施について、10月15日(火)までに事務局へ提出ください。

◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者